



労基署便り

令和 2年度 No.7

大河原労働基準監督署



◎ 令和2年労働災害発生状況（1月～9月）

	大河原署管内			宮城局管内		
	R1	R2	前年比	R1	R2	前年比
製造業 計	32 (1)	42 (1)	10	287 (1)	320 (5)	33
食料品製造業	7	11	4	142	135 (2)	-7
機械金属製造業	14 (1)	11 (1)	-3	70 (1)	84 (3)	14
建設業 計	20	12	-8	235 (5)	196	-39
土木工事業	8	3	-5	73 (3)	58	-15
建築工事業	11	6	-5	133 (2)	108	-25
その他の建設	1	3	2	29	30	1
運輸交通業 計	6	7	1	263 (2)	227 (1)	-36
陸上貨物運送業	6	9	3	236 (2)	213 (1)	-23
商業	13	18	5	277 (1)	263	-14
全産業	111 (1)	115 (3)	4	1550 (13)	1553 (10)	3

※休業4日以上之死傷労働災害（労働者死傷病報告による）。前年比は死傷者数。（人）

※（ ）は内数で死亡者数 ※機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送機械製造業の合計。

労働災害が増加傾向にあります。

大河原労働基準監督署管内では、令和2年1月から以下の3件の死亡労働災害が発生しています。（平成30年は1件、令和元年は2件の死亡災害が発生しています。）

番号	業種	労働者数	事故の型	災害の内容
	発生年月	時間帯	起因物	
1	木材伐出業 (6.2.1)	10～49人	激突され	個人住宅裏の山林で伐採作業中、樹木が裂け、落下した伐木が被災者に激突した。
	R2.1	11時台	立木等	
2	その他の鉄鋼業 (1.10.9)	10～49人	激突され	被災者が、高さ約2mに積まれた鉄板の上で天井クレーンを操作し、鉄板移動させていたところ、吊っていた鉄板が被災者が足場になっていた鉄板と接触した。被災者は、足場になっていた鉄板と吊っていた鉄板とともに墜落し、乗っていた鉄板と吊っていた鉄板との間に挟まれた。
	R2.2	20時台	クレーン	
3	農業 (060101)	1～10人	高温・低温の物との接触	農作業に従事していた被災者が、休憩中に倒れているところを発見された。（熱中症） 当日の天気は曇、16時台の気温はおおよそ30℃であった。
	R2.9	16時台	高温・低温環境	

また、製造業、商業、社会福祉施設などで昨年同時期に比較して労働災害が増加していますので、引き続き労働災害防止対策の徹底をお願いいたします。特に、

- ・ 製造業では、作業場や通路での転倒災害、機械等へのはさまれ・巻き込まれ災害が多く発生しています
- ・ 商業では、作業場や通路での転倒災害、包丁等の工具による切れ・こすれ災害が多く発生しています
- ・ 社会福祉施設では、腰痛、作業場や通路での転倒災害が多く発生しています

11月は「過労死等防止啓発月間」です。 ～同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します～

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

＜過重労働による健康障害等を防止するため労働時間を適正に把握し、次の措置を講じましょう＞

〔過重労働による健康障害を防止するために〕

- ① 時間外・休日労働時間等を削減しましょう
- ② 年次有給休暇の取得を促進しましょう
- ③ 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう

〔賃金不払い残業を解消するために〕

- ① 職場風土を改革しましょう
- ② 適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう
- ③ 労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化し、チェック体制を整備しましょう



＜厚生労働省では「過重労働解消キャンペーン」として次の取組を行います＞

- ① 労使の自主的な取組を促します
- ② 労働局長によるベストプラクティス企業への訪問を実施します（宮城労働局のホームページに掲載します）
- ③ 重点監督を実施します
- ④ 電話相談を実施します
- ⑤ 過重労働解消のためのセミナーを開催します（内容は関連法令、先行企業の事例や過重労働防止に関する必要な知識・ノウハウなど、参加無料、オンライン開催、10月～12月です）

セミナー申込は
こちらから。



11月は「しわ寄せ防止キャンペーン月間」です。

大企業・親企業による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。大企業等と下請等中小事業者は**共存共栄！**適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などは行わないようにしましょう。

また、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。事業主の皆様は、他の事業主との取引を行うにあたって、次のような取組が行われるよう、企業内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること



ハローワークを会場に「働き方改革 個別相談会」を開催しています。

中小企業の皆様を対象に、働き方改革に伴う「お悩み相談」をお受けします。また、テレワークの導入や新型コロナウイルスの影響で従業員を休ませた場合の支援制度等の相談も受け付けています。ハローワークを会場に無料相談ができますので、是非お申込みください。

※お問い合わせ、申込受付はハローワークでは行っておりません。「宮城働き方改革推進支援センター」(TEL0120-97-8600)へお願いします。(定員になり次第締め切らせていただきます。)

【ハローワーク大河原】

日時：11月6日（金）、11月20日（金）、12月4日（金）、12月18日（金）13:00～、14:00～

【ハローワーク白石】

日時：11月11日（水）、11月25日（水）、12月9日（水）、12月23日（水）13:30～、14:30～

詳しくは、「宮城働き方改革推進支援センター」ホームページをご確認ください。

発行：大河原労働基準監督署（TEL0224-53-2154）柴田郡大河原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。

労働条件関係は監督係、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、

労働保険料・労災保険関係は労災係まで。

宮城労働局メールマガジン登録受付中！！最新の情報をコンパクトに提供しています。

（空メールを右のコード：miyagiroudou@km.moweb.jp あてに送信してください。）

登録はこちらから。

